

事 務 連 絡
平成20年12月16日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(ターメリック及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、インド産ターメリック及びその加工品（ターメリックを主要原料とするものに限る。）を検査命令対象とする別途通知にあわせ、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、インド及びインドネシア産を除くターメリック及びその加工品（ターメリックを主要原料とするものに限る。）について、アフラトキシンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

(違反事例)

1. 品 名：ターメリック
2. 輸 出 国：インド
3. 輸 出 者：SHREE BALAJI GUMS & SPICE STUFF PVT. LTD.
4. 検査結果：アフラトキシン陽性(B₁として 26ppb検出)
5. 検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第29012430180号2欄）
6. 輸 入 者：株式会社 高砂スパイス